

五島高等学校定時制 いじめ防止基本方針

第一章 いじめ防止に向けた本校の組織概要

〈 基本的な考え方 〉

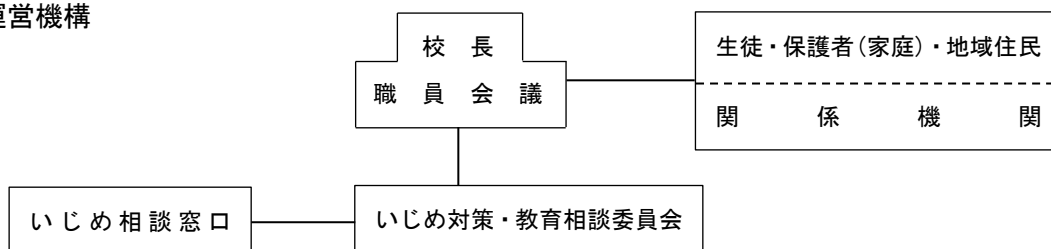
いじめは、絶対に許されない卑怯な行為でありながら、どの生徒にも起こりうるという認識のもと、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの意味を促していく。また、学習や資格取得、学校行事や部活動など、あらゆる教育活動において、生徒が自己肯定感を持つと同時に、他者の存在を認め、お互いの人格を尊重し合えるような学校づくりに努める。そして、開かれた学校において、生徒の人間性を高めていくことのできるよう、人間愛と生徒理解に基づいた、きめ細かな取組を、学校・保護者(家庭)・生徒が一丸となっていく。また、組織や取り組みは適切であるか絶えず点検し、必要に応じて見直す。

〈 基本方針で目指す生徒像 〉

- (1) 基本的な生活習慣を身につけた、自立した人間
- (2) 正しい判断力を伸ばし、責任ある行動をとれる社会性のある人間
- (3) 困難に耐える忍耐力を持ち、他人の立場や心情を理解できる、思いやりのある人間

〈 いじめ防止対策へ向けた組織 〉

運営機構



① いじめ相談窓口

構成委員：生徒指導主事・保健相談主任・教育相談係・養護教諭・各学年担任

② いじめ対策・教育相談委員会

構成委員：教頭・生徒指導主事・保健相談主任・養護教諭・教務主任・当該生徒の担任
いじめ等の相談を受けた担当者・外部委員(いじめ対策のみ)

〈 保護者・関係機関との連携 〉

連携を図る関係機関：スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、近隣の高校や中学校、警察、法務局、医師、県教育委員会児童生徒支援課など

第二章 学校の取り組み

〈 いじめの予防に向けて 〉

- (1) ホームルーム活動、容儀指導などの集会、学校行事などにおいて、生徒の様子を観察・把握する。
- (2) 校内生活体験発表会を実施し、生徒がお互いに理解し合う機会となるよう指導する。
- (3) 人権・同和学習、情報モラルマナー指導をおこなう。
- (4) 体育祭や年3回以上の校内スポーツ大会を通じ、生徒の交流を図る。
- (5) 社会福祉協議会と連携したボランティア活動を積極的に実施する。
- (6) 本校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載やその他の方法により保護者や地域住民がその内容を確認できるようにする。また、入学時・各年度の開始時に生徒・保護者へ説明し、理解と協力を得るようにする。

〈 いじめの早期発見に向けて 〉

- (1) 年に3回以上、悩み調査アンケートを実施する。
- (2) 年に2回以上の三者面談、3回以上の個人面談を実施する。
- (3) 相談窓口を生徒、保護者に周知徹底させる。
- (4) 生徒情報交換会・学年会を定期的に行い、教職員の共通理解を図る。
- (5) 校内外の巡視を組織的に行い、生徒と心のふれあいを持ち、観察に努める。
- (6) 相談内容はすべて詳細に記録し、いじめ対策・教育相談委員会へ報告する。
- (7) 生徒の様子に異変を感じた場合には、臨時の情報交換会を招集するなど、組織的且つ迅速に対応する。

〈 いじめに対する措置 〉

- (1) いじめが発生した場合もしくは生徒の様子に異変を感じた場合には、組織的且つ迅速に対応し、いじめに関わった生徒へ教育的指導をおこなう。
- (2) アンケート調査を実施し、いじめの実態を把握する。また、アンケートの結果によっては、聞き取りをおこなう（※聞き取りは、正確な情報収集に努める）。
- (3) 加害者・被害者の双方から聞き取りを実施し、その結果により集会などの可否を判断する（※聞き取りは、正確な情報収集に努める）。
- (4) 保護者への連絡、説明をし、協力を依頼する。
- (5) いじめの内容によっては、関係機関へ連絡し、協力を依頼する。とくに、犯罪性のあるものについては、警察と連携する。
- (6) いじめの解消は、次の2項目によって判断する。①いじめに係る行為が相当の期間継続して止んでいないこと。この相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

第三章 保護者(家庭)の取り組み

〈 いじめの予防に向けて 〉

- (1) 子どもにとって、自分の居場所があり、安心して暮らせる家庭環境をつくる。
- (2) 学校での出来事や友人関係など、子どもに関心を持ち、普段からのコミュニケーションを大切にす
- (3) いじめは絶対にしてはならないということはもとより、人への接し方の善し悪しなど、家庭でも人権に関する話をする。

〈 いじめの早期発見に向けて 〉

- (1) 子どもに関心を持ち、普段の様子を観察し、異変に気づけるようにする。
- (2) 子どもが自分の思いや、置かれている状況を話せるように、注意深く見守る。
- (3) 日頃から、コミュニケーションをとり、子どもの話は最後まで聞くようにする。

〈 いじめに対する措置 〉

- (1) 子どもの気持ちを大切にし、心の声が聞こえるよう、しっかりと耳を傾ける。そして、子どもに無理を強いることはしない。
- (2) 保護者が抱え込まず、学校や相談機関に相談する。
- (3) 学校や専門機関と対応策について話し合いながら、冷静かつ迅速に対応する。

第四章 生徒の取り組み

〈 いじめの予防に向けて 〉

- (1) 自らが仲間を思いやる気持ちをもって生活し、進んでコミュニケーションをとる。
- (2) 人が嫌がることをしない、悪口を言わない。
- (3) 自分の気持ちだけを優先せず、仲間の立場や気持ちを考えた行動をする。

〈 いじめの早期発見に向けて 〉

- (1) 一人ひとりが周囲に関心を持ち、関わりをもつなかで、互いに目を配るようにする。
- (2) 普段から、お互いに挨拶などコミュニケーションをとり、孤立していたり、様子がおかしいことに気づけるようにする。
- (3) 行事などを通じて、他学年でも仲良くなり、自分たちで相談しやすい環境を作る。

〈 いじめに対する措置 〉

- (1) いじめられていることを、思い出したり話したりすることが嫌な人もいれば、誰かに相談に乗ってもらいたい人もいる。その人の気持ちに寄り添って、親身になって接する。
- (2) 自分たちで解決できないこともあるから、早期の解決に向けて先生に相談し、決して見て見ぬふりをしない。
- (3) いじめが起きたら、皆で絶対に繰り返さないよう、理解を深め合う。

附則 この方針は平成26年3月1日から施行する。
平成27年3月19日一部改定。
平成28年4月 5日一部改定。
平成30年3月20日一部改定。
令和 3年4月 5日一部改定。
令和 4年5月23日一部改定。